



# 新潟県医労連女性部ニュース

TEL/025-224-5951 FAX/025-224-8072 Email/irourenn@topaz.ocn.ne.jp



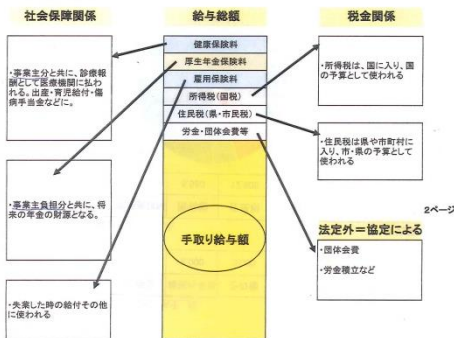
## 県医労連女性部 学習会

## 「年金・税金のしくみについて」

「毎月の給与明細。いろいろ控除されている（引かれている）けど、これらは何？」「給与が上がっても手元に入ってくる手取り額が増えないのはなぜ？」「年金のしくみがよくわからない！いくらもらえるの？」などの声があがり、今年には社会保険労務士の上村寛治さんを講師に5月22日（木）学習会を行いました。

### 給与明細を見てみよう!

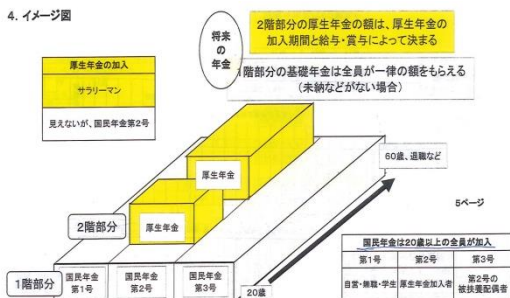
2. どのようなものが控除される？



給与は基本給・通勤手当・〇〇手当などの合計である総支給額から健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・所得税・住民税などさまざまな社会保険料や税金が控除されて（引かれて）、手元に入ってくる手取り額となること、控除される社会保険料や税金の使い道などについてお話がありました。また健康保険や厚生年金保険は4・5・6月の給与の平均（平均標準報酬月額）によって計算されていることなどそれぞれの金額の算出方法も教えていただきました。改めて、自分たちの給与から控除される保険料や税金はきちんと正しい使い方をされて欲しいと強く思いました。

### 年金のしくみ~

4. イメージ図



また年金についても、わかりやすい図を用いて説明をされ、年金は国民年金（1階）と厚生年金（2階）の2階建になっており、働いているかどうかや、働き方によってもらえる部分が違ってくことを勉強しました。



保険料を支払った年月数が基礎年金額（国民保健額）を決定するのに対し、厚生年金額については、一生涯で受けた給与・賞与の総合計額が年金額を決定すると説明され「多く保険料払ったからといって年金額が多くもらえるわけではない」と指摘しました。また、再雇用等で在職中に年金を受け取る際の注意点なども教えていただきました。

最後に、来年より開始されるマイナンバー制度にもふれ、個人情報の取り扱いに注意していかねばならないと注意を促しました。

~7月16日(木)に白衣の平和行動を行います~

